## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1038 号 (諮問第 1701 号)

件名:特定の職員の採用時の試験か選考かの別の分かる文書等の不開示決定に 関する件

1 開示請求

令和4年4月18日

2 原処分

令和4年4月22日(不開示決定)

愛知県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が、別記に掲げる開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、特定の職員の採用時の試験か選考かの別の分かる文書等(以下「本件行政文書」という。)を愛知県情報公開条例(平成12年愛知県条例第19号。以下「条例」という。)第7条第2号に該当するとして不開示とした。

3 審査請求

令和4年5月6日 原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和4年10月6日

5 答申

令和5年2月24日

6 審査会の結論

人事委員会が、本件開示請求に対し、本件行政文書を不開示としたことは 妥当である。

- 7 審査会の判断
  - (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の 内容も踏まえると、本件行政文書は、特定の職員が記載されている採用候 補者名簿又は合格者名簿であると解される。 実施機関は、本件行政文書を条例第7条第2号に該当するとして不開示としている。

## (3) 条例第7条第2号該当性について

ア 条例第7条第2号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イから二までのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第7条第2号該当性について以下検討する。 イ 当審査会において本件行政文書を見分したところ、特定の職員を含む 採用候補者又は合格者の名簿であり、文書の表題及び氏名等が記載され ていることが認められた。また、当審査会において実施機関から説明を 聴取したところ、本件行政文書が公になれば、氏名等のみならず、本件 行政文書に記載されている文書の表題、記載内容及び記載形式から、当 該採用候補者又は合格者が特定の試験又は選考により採用されたかが明 らかとなり、当該採用候補者又は合格者が、障害の有無、一定の年齢、 高卒や大卒といった学歴、民間企業等の職務経験といった経歴等の特定 の試験又は選考に係る資格要件を満たすことが分かるとのことである。 よって、これらの情報は個人に関する情報であって、特定の個人を識別 することができるものであるから、条例第7条第2号本文に該当する。

また、審査請求人は、反論書において本件行政文書の情報は職務遂行に関する情報に該当する旨主張しているが、職務の遂行に係る情報とは、公務員等が職に応じて、その担当する事務事業を執行するに当たって記録された情報をいうとされているところ、特定の試験又は選考により採用されたという情報は、職員個人の私的な情報であって、公務員個人の具体的な職務遂行に係る情報であるとは認められないため、本件行政文書は同号ただし書いに該当しない。さらに、イ、ロ及び二のいずれにも該当しないことは明らかである。

したがって、本件行政文書は、条例第7条第2号に該当する。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報 該当性については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査 請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

# (5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

愛知県職員録に掲載の職員 A の採用時の、試験か選考かの別、採用試験の種類または採用選考の程度の分かる文書。

上記以外の採用方法の場合、その採用方法種類が分かる文書。 法律改正等により採用継続の場合は、その根拠が分かる文書。